



平成28年 5 月13日

各 位

会社名 株式会社 巴コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 深 沢 隆  
(コード番号 1921 東証第1部)  
問合せ先 代表取締役副社長執行役員 住 野 榮 治  
(TEL 03-3533-5311)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年1月18日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成28年6月29日開催予定の第84回定時株主総会での承認を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定いたしております。これに伴い、本日開催の取締役会において、定款の一部変更を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するべく定款の一部を変更するものであります。
- (2) 字句の修正及び上記条文の新設に伴う条数等の変更を行うものであります。

#### 2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(機関の設置) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関の設置) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当会社取締役7名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当会社取締役12名以内を置く。</p> <p><u>取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会で選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議により代表取締役及び取締役社長を選定する。ただし、代表取締役のうち1名は取締役社長とする。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第20条 取締役は、取締役会を組織し、法令又は定款の定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。</p> <p>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員 数)</u></p> <p>第25条 当会社に監査役5名以内を置く。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役及び取締役社長を選定する。ただし、代表取締役のうち1名は取締役社長とする。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第20条 取締役は、取締役会を組織し、法令又は<u>本定款</u>の定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。取締役会は取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</p> <p>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(選 任)</u></p> <p><u>第 2 6 条 監査役は株主総会で選任する。</u>  <u>監査役の選任決議は、議決権を行使</u>  <u>することができる株主の議決権の 3</u>  <u>分の 1 以上を有する株主が出席し、</u>  <u>その議決権の過半数をもって行な</u>  <u>う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第 2 7 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に</u>  <u>終了する事業年度のうち最終のもの</u>  <u>に関する定時株主総会の終結の時ま</u>  <u>でとする。</u></p> <p><u>補欠として選任された監査役の任期</u>  <u>は、退任した監査役の任期の満了す</u>  <u>る時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役及び常任監査役)</u></p> <p><u>第 2 8 条 監査役会は、その決議により常勤の</u>  <u>監査役を選定する。</u></p> <p><u>監査役の協議により、常勤の監査役</u>  <u>のうちから常任監査役を定めること</u>  <u>ができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 2 9 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日</u>  <u>前までに各監査役に対し発するもの</u>  <u>とする。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときはこ</u>  <u>の期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役会は監査役全員の同意がある</u>  <u>ときは、招集の手続を経ないで開催</u>  <u>することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 3 0 条 監査役会の決議は、法令に別段の定</u>  <u>めある場合を除き、監査役の過半数</u>  <u>をもって行なう。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 3 1 条 監査役会に関しては、法令又は本定</u>  <u>款のほか、監査役会の定める監査役</u>  <u>会規則による。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定するまで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の権限)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第26条</u> 監査等委員会は、法令又は本定款の定める事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第27条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>監査等委員会は監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第28条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第29条</u> 監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第30条</u> 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p><u>第33条～第36条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第31条～第34条</u> (現行どおり)</p>

